

大阪府ヒートアイランド対策推進会議設置要綱

(目的)

第1条 大阪府におけるヒートアイランド対策について、庁内の関係部局が連携し、総合的、計画的に対策を推進するため、大阪府ヒートアイランド対策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、府域のヒートアイランド現象の実態を踏まえ、対策の目標、推進体制、実施手順などの基本的な方向について、協議、調整し、決定する。

(組織)

第3条 推進会議は、別表第1に掲げる関係部長等で構成する。

2 推進会議の座長は、環境農林水産部長とする。

(運営)

第4条 推進会議は、座長が招集し、座長がその議長となる。

(検討部会)

第5条 推進会議には、具体的な対策を検討するため、別表第2に掲げる関係室課長等で構成する検討部会を設置する。

2 検討部会の座長は、循環型社会推進室長とする。また、検討部会は座長が召集し、座長がその議長となる。

3 座長が必要と認めた時は、関係者の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議及び検討部会の庶務は、環境農林水産部循環型社会推進室において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議及び検討部会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

1 . この要綱は、平成14年12月19日から実施する。

2 . 大阪府ヒートアイランド対策検討会設置要綱(平成13年7月19日実施)は、本要綱の実施の日をもって廃止する。

別表第1（第3条関係）

部 局 名	構 成 員（職名）
環境農林水産部 企画調整部 土木部 建築都市部 教育委員会	環境農林水産部長 企画調整部長 土木部長 建築都市部長 教育長

別表第2（第5条関係）

部 局 名	構 成 員（職名）
環境農林水産部	環境農林水産総務課長 循環型社会推進室長 循環型社会推進室環境管理課長 緑整備室緑推進課長 交通公害課長 食とみどりの総合技術センターみどり環境部長 環境情報センター情報企画室企画課長
企画調整部	企画調整室総合調整課長
土木部	土木総務課長 事業管理室長 交通道路室道路環境課長 河川室河川整備課長 公園課長
建築都市部	建築都市総務課長 住宅まちづくり政策課長 総合計画課長 都市整備推進課長 建築指導室建築企画課長 建築指導室審査指導課長 公共建築室計画課長 公共建築室設備課長
教育委員会	施設課長